

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第二十八号)の一部改正【第四条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用定員)</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第十九条第三号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>一 認定こども園 <u>法第十九条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>二 幼稚園 <u>法第十九条第一号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>三 保育所 <u>法第十九条第二号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第三号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第十九条第一項第三号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>一 認定こども園 <u>法第十九条第一項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>二 幼稚園 <u>法第十九条第一項第一号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>三 保育所 <u>法第十九条第一項第二号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第三号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る<u>法第十九条第一号</u> に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る<u>法第十九条第一項第一号</u> に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）</p>

改正後	改正前
<p>により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る法<b>第十九条第二号</b>又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<b>同条第二号</b>又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<b>同条第二号</b>又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、法<b>第十九条第二号</b>又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第八条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合に</p>	<p>により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、利用の申込みに係る法<b>第十九条第一項第二号</b>又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<b>同項第二号</b>又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<b>同項第二号</b>又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）の設置者は、法<b>第十九条第一項第二号</b>又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、協力するよう努めなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第八条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合に</p>

改正後	改正前
<p>っては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<b>第十九条各号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第十三条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 特定教育・保育施設の設置者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>イ 次の（1）又は（2）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（1）又は（2）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（1） 法<b>第十九条第一号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千百一円</p> <p>（2） 法<b>第十九条第二号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ（2）において同じ。）五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育</p>	<p>っては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法<b>第十九条第一項各号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第十三条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 特定教育・保育施設の設置者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>イ 次の（1）又は（2）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（1）又は（2）に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>（1） 法<b>第十九条第一項第一号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千百一円</p> <p>（2） 法<b>第十九条第一項第二号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ（2）において同じ。）五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育</p>

改正後	改正前
<p>給付認定保護者にあつては、七万七千百一円)</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。)</p> <p>(1) <u>法第十九条第一号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(2) <u>法第十九条第二号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>四・五 [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>給付認定保護者にあつては、七万七千百一円)</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。)</p> <p>(1) <u>法第十九条第一項第一号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(2) <u>法第十九条第一項第二号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>四・五 [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>一・二 〔略〕</p> <p>三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<b>第二十五条第一項</b>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>四 保育所 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年青森市条例第七十四号）第三十七条に規定する保育所における保育の内容について<b>内閣総理大臣</b>が定める指針</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（運営規程）</p> <p>第二十条 特定教育・保育施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（次項及び第二十三条において「運営規程」という。）を定め、これを当該施設の職員及び教育・保育給付認定保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 特定教育・保育の提供を行う日（<b>法第十九条第一号</b>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>五～十一 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）の設置者が<b>法第十九条第一号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を</p>	<p>一・二 〔略〕</p> <p>三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<b>第二十五条</b>_____の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>四 保育所 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年青森市条例第七十四号）第三十七条に規定する保育所における保育の内容について<b>厚生労働大臣</b>が定める指針</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（運営規程）</p> <p>第二十条 特定教育・保育施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（次項及び第二十三条において「運営規程」という。）を定め、これを当該施設の職員及び教育・保育給付認定保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 特定教育・保育の提供を行う日（<b>法第十九条第一項第一号</b>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>五～十一 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）の設置者が<b>法第十九条第一項第一号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を</p>

改正後	改正前
<p>遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第十九条第一号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第二号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた<u>法第十九条第二号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、第五条から第三十四条まで（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第二号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と _____                      _____                      _____                      _____、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第</p>	<p>遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第十九条第一項第一号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第二号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた<u>法第十九条第一項第二号</u> に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、第五条から第三十四条まで（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>法第十九条第一項第一号又は第二号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」                      と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第</p>

改正後	改正前
<p>三号ロ（１）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同ロ（２）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）の設置者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、第五条から第三十四条まで（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号」に掲</p>	<p>三号ロ（１）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同ロ（２）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）の設置者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者が第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、第五条から第三十四条まで（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第十九条第一項第一号」に掲</p>

改正後	改正前
<p>げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<b>同条第一号又は第二号</b>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ（１）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同ロ（２）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第三十七条 〔略〕</p> <p>２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<b>法第十九条第三号</b>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十六条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校</p>	<p>げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<b>法第十九条第一項第一号又は第二号</b>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ（１）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同ロ（２）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第三十七条 〔略〕</p> <p>２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<b>法第十九条第一項第三号</b>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十六条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校</p>



改正後	改正前
<p>就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<b>第十九条第三号</b>_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第三十九条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<b>第十九条第三号</b>_____に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第四十四条 特定地域型保育事業者は、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条に規定する保育所における保育の内容について<b>内閣総理大臣</b>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員_____を超えて特定地域型保育の提供を行</p>	<p>就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<b>第十九条第一項第三号</b>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第三十九条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<b>第十九条第一項第三号</b>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第四十四条 特定地域型保育事業者は、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条に規定する保育所における保育の内容について<b>厚生労働大臣</b>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員<b>の定員</b>を超えて特定地域型保育の提供を行</p>

改正後	改正前
<p>ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第五十一条 特定地域型保育事業者が<b>法第十九条第一号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<b>法第十九条第一号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<b>法第十九条第二号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条</p>	<p>ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第五十一条 特定地域型保育事業者が<b>法第十九条第一項第一号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<b>法第十九条第一項第一号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども(次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<b>法第十九条第一項第二号</b>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条</p>

改正後	改正前
<p>を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る<u>法第十九条第三号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに<u>係る法第十九条第一号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。))」とあるのは「<u>同号又は同条第三号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第十九条第二号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))」<u>と、「同号」とあるのは「同条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>法第十九条第一号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第</u></p>	<p>を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る<u>法第十九条第一項第三号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに<u>係る法第十九条第一項第一号</u>」に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。))」とあるのは「<u>法第十九条第一項第一号又は第三号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第十九条第一項第二号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))」<u>と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>法第十九条第一項第一号</u>」に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第</u></p>

改正後	改正前
<p>四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。</p>	<p>四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。</p>
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p>
<p>第五十二条 特定地域型保育事業者が法<b>第十九条第二号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第五十二条 特定地域型保育事業者が法<b>第十九条第一項第二号</b> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<b>第十九条第二号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<b>同条第三号</b> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<b>第十九条第一号</b> _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<b>第十九条第一項第二号</b> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<b>同項第三号</b> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<b>第十九条第一項第一号</b> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法<b>第十九条第</b></p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法<b>第十九条第</b></p>

改正後	改正前
<p><u>二号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子どもに係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p><u>一項第二号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子どもに係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>